

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 58 年ごろは専門的な仕事の見習期間で給料が安く、国民年金保険料の支払いも大変だったが、給料をもらってからまとめて支払っていた記憶があるので、申立期間①について保険料を納付しているはずだ。

また、結婚後は、妻が私の結婚前の国民年金未納通知を見つけ、未納期間の保険料の納付について社会保険事務所と相談し、妻のボーナスから 4 回に分けて A 銀行 B 支店で納めており、総額は数十万円だったと思うので、申立期間②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、直前の期間である昭和 58 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる上、同年 12 月には、同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることから、あえて 3 か月分の国民年金保険料を過年度納付した申立人が、申立期間①の 4 か月分の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、直後の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料が、さかのぼって納付することが可能な平成 2 年 7 月及び同年 12 月に過年度納付されていること、及びその当時は免除期間とされていた申立期間②直前の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が、平成 2 年 12 月及び 3 年 12 月に追納されていることが確認できるものの、申立期間②は、免除申請がなされていなかったため、初めて過年度納付された 2 年 7 月の時点では時効により国民年金保険料を納付することができなかったと考えら

れる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 44 年 5 月まで

私は、20 歳当時、A 市（現在は、B 市）に住んでいたが、同居の母が自分のために国民年金の加入手続をするとともに、国民年金保険料を納付していた。当時は、国民年金手帳に切手のようなものを貼ったり、スタンプを押していたと記憶している。

昭和 36 年から 38 年までは、A 市役所で臨時職員として働き、40 年から 43 年までは C 社で働いていたが、ともに厚生年金保険には加入していなかったため国民年金に加入していたのは間違いない。

その後、昭和 44 年 6 月に D 市の E 店への就職のため、D 市に転居するときに母から「今までは、私たちが国民年金保険料を納めていたから」と言われて国民年金手帳を見せてもらい、その手帳には印紙が貼ってあったり、スタンプが押してあったりしているのを憶えている。しかし、その手帳は紛失した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 9 月 20 日に F 社会保険事務所、41 年 9 月 26 日及び 46 年 4 月 7 日に G 社会保険事務所において計 3 回払い出されていることが確認できること、当初未納とされていた申立期間②直前の 41 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料が平成 20 年 4 月に納付済みと記録訂正されるなど、行政側の記録管理の不備がうかがえること、及び申立人の供述内容は申立期間②当時の納付状況と合致してい

るなど、申立内容に不自然な点は見当たらないことから、当該期間に続く申立期間②についても納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、F社会保険事務所で払い出された国民年金手帳記号番号は国民年金保険料の納付記録が無いまま昭和45年1月5日に消除されていること、G社会保険事務所で払い出された2つの国民年金手帳記号番号では、両番号が払い出された時点において、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であること、及び申立人から過年度納付したとの供述は無いことから、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、申立人は申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、納付状況等が不明である上、ほかに申立人及びその母親が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月から同年9月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、領収書があり納付したことは間違いないが、社会保険事務所から「申立期間の国民年金保険料は時効により収納できなかったと思われる。」との説明を受けた。

しかし、当該保険料の還付を受けた記憶は無く、納得できない。

また、申立期間のうち昭和39年4月から同年7月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間は、厚生年金保険に加入していることが判明し記録が訂正されたものの、領収書に記載されているとおり、この期間についても重複して国民年金保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の納付書兼領収証書により、申立期間の国民年金保険料を昭和42年7月26日に郵便局で納付していることが確認できる。

また、当該国民年金保険料の納付時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない期間であるものの、A市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の前納保険料還付記録欄に申立期間の国民年金保険料を還付した旨は記載されていない上、社会保険事務所は還付整理簿及び申立人に係る特殊台帳を保管しておらず、申立期間の国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が時効により納付できない期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

さらに、申立人が所持する2枚の国民年金保険料の納付書兼領収証書によ

り、申立期間直後の昭和 40 年度の国民年金保険料が二重に納付されていたことが確認でき、当委員会の調査を契機に、社会保険事務所において、当該期間の国民年金保険料が還付されているほか、申立人が所持する 50 年度国民年金保険料領収書により納付が確認できる昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の未納記録が訂正されるなど、行政側における記録管理が適切に行われていない可能性がうかがえる。

一方、申立人は、申立期間のうち昭和 39 年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間については、厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月から同年 9 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1686

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月

昭和 52 年 3 月に国民年金に任意加入したが、海外に移住することになったので、不在期間について前納しようとしたが、海外に居住する期間は資格喪失になり、前納できないと説明されたので、納付できる分だけ納付した。帰国後もすぐに国民年金への任意加入手続を行い、60 歳になるまで完納し、平成 19 年 7 月以降も任意加入し、納付してきた。

60 歳になった時の通知で、昭和 52 年 7 月が未納になっていることを知ったが、同年 3 月に任意加入して以来、国民年金保険料を納付してきたことは間違いなく、同年 7 月が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、60 歳到達までの国民年金の加入期間及び 60 歳以後の国民年金の任意加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は申立期間直後に海外に居住するため、国民年金保険料を前納しようとして A 市 B 区役所に行ったと主張しており、同区役所が保管する国民年金被保険者名簿には「52. 8. 10 外国へ」の記載がある上、申立人が所持する年金手帳には、資格喪失日が昭和 52 年 8 月 11 日と記載されていることから、申立人の主張は基本的に信用できる上、帰国の 4 日後に国民年金に再度任意加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年1月27日、資格喪失日に係る記録を46年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を44年1月から同年7月までは4万2,000円、同年8月から45年7月までは5万2,000円、同年8月から46年7月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月27日から46年8月1日まで

私は、昭和44年1月にA社本社から同社B支店に転勤し、46年7月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録（移行外被保険者台帳総合照会）において申立期間に申立人の記録が確認できること、及びA社の社内報において社内QCサークル大会の出席者中に申立人の名前が確認できること、並びに申立事業所の寮に同室で居住していたとする同僚の供述等から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年1月27日にA社本社から同社B支店に異動し、46年7月31日に同支店を退職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で申立人と同様にA社本社から同社B支店へ転勤した複数の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和44年1月から同年7月までは4万2,000円、同年8月から45年7月までは5万2,000円、同年8月から46年7月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、「当時の資料は保管されておらず不明だが、正社員が2年以上、政府管掌健康保険証の交付を受けずにいて当社B支店内で問題にならなかったとは考えにくい。社会保険庁の記録の保管上の問題があったのではないか。」と供述しているものの、事業所の主張を確認できる資料は無く、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届や喪失届が社会保険事務所に提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年1月から46年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録のうち、平成14年10月については15万円に訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準賞与額の記録のうち、平成15年7月26日及び同年12月19日は14万2,000円、16年7月24日は29万6,000円、同年12月17日は33万8,000円、17年12月20日は13万4,000円、18年12月20日は13万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年8月1日から同年9月1日まで
② 平成12年9月1日から19年4月1日まで

勤務していたA社における厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、私が所持している平成12年8月分の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていることが記されているが、同月の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②に係る社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額の記録が、A社で勤務していた時に受け取っていた給与額及び賞与額とは異なっているので、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する給与明細書により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所では「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日を誤った日付で届け出た。」と回答している上、事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得届が社会保険事務所に提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人は標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成14年10月は15万円とすることが妥当である。

また、標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書及び申立事業所が保管する社会保険事務所提出の厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月26日及び同年12月19日は14万2,000円、16年7月24日は29万6,000円、同年12月17日は33万8,000円、17年12月20日は13万4,000円、18年12月20日は13万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「標準報酬月額及び標準賞与額について正しい届出を行っていなかった。」と回答している上、i) 標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報

酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないこと、ii) 標準賞与額については、平成 15 年 7 月 26 日及び 16 年 12 月 17 日は賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額又は保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が一致していないこと、並びに 15 年 12 月 19 日、16 年 7 月 24 日、17 年 12 月 20 日及び 18 年 12 月 20 日の賞与については社会保険事務所に記録が無いことから、事業主は、賞与明細書等で確認できる報酬月額及び賞与支給額、又は保険料控除額に見合う報酬月額及び標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額又は賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②のうち、平成 12 年 9 月から 14 年 9 月までの期間及び同年 11 月から 18 年 8 月までの期間の標準報酬月額、並びに 17 年 7 月 24 日、18 年 7 月 22 日の標準賞与額については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額及び標準賞与額が、申立人の報酬月額及び賞与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額と同額、又は超える額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間②のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 3 月までの標準報酬月額については、事業主の届出により 21 年 5 月に 14 万 2,000 円から 22 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準報酬月額に基づく年金給付は行われないとされているところ、社会保険事務所で記録された訂正前の標準報酬月額が、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を超える額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、昭和56年9月は9万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額記録については、平成15年12月19日は16万円、17年12月20日は18万円、及び18年12月20日は19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月1日から平成19年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額の記録が、A社において勤務していた時に受け取っていた給与額及び賞与額とは異なっているため、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和56年9月は9万2,000円に訂正することが必要である。また、標準賞与額について

は、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 15 年 12 月 19 日は 16 万円、17 年 12 月 20 日は 18 万円、及び 18 年 12 月 20 日は 19 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「標準報酬月額及び標準賞与額について正しい届出を行っていないかった。」と回答している上、i) 給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和 56 年 9 月については一致していないこと、ii) 平成 15 年 12 月 19 日、17 年 12 月 20 日及び 18 年 12 月 20 日の賞与については、事業主は賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額又は賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、i) 昭和 56 年 5 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、57 年 5 月から 58 年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から同年 11 月までの期間、59 年 1 月から 60 年 5 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月から 61 年 2 月までの期間、同年 5 月から 63 年 5 月までの期間、同年 7 月から同年 11 月までの期間及び平成 14 年 1 月から 18 年 8 月までの期間の標準報酬月額、並びに 15 年 7 月 26 日、17 年 7 月 24 日、18 年 7 月 22 日の標準賞与額については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額及び標準賞与額が、申立人の報酬月額及び賞与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額と同額、又は超える額であると認められること、ii) 16 年 7 月 24 日及び同年 12 月 17 日の賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、これらの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 3 月までの標準報酬月額については、事業主の届出により 21 年 5 月に 19 万円から 32 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準報酬月額に基づく年金給付は行われないとされているところ、社会保険事務所で記録された訂正前の標準報酬月額は、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額、又は超える額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 4 月までの期間、58 年 5 月、同

年9月、同年12月、60年6月、同年10月、61年3月から同年4月までの期間、63年6月、及び同年12月から平成13年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、事業主は、「当時の社会保険関係資料等は保存しておらず、申立ての事実については確認できない。」と回答している上、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録のうち、平成15年7月26日及び同年12月19日は20万円、17年12月20日は19万円、18年12月20日は20万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から19年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る社会保険庁の標準報酬月額及び標準賞与額の記録が、A社において勤務していた時に受け取っていた給与額及び賞与額とは異なっているため、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月26日及び同年12月19日は20万円、17年12月20日は19万円、18年12月20日は20万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、「標準賞与額について正しい届出を行っていなかった。」と回答している上、i) 賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が、平成 15 年 7 月 26 日分の賞与については一致していないこと、ii) 同年 12 月 19 日、17 年 12 月 20 日及び 18 年 12 月 20 日分の賞与については社会保険事務所に記録が無いことから、事業主は、賞与明細書で確認できる賞与額又は保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、又は、賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、i) 平成 7 年 9 月から 8 年 6 月までの期間、同年 8 月から 9 年 1 月までの期間、同年 4 月、同年 5 月、同年 9 月から同年 11 月までの期間、10 年 1 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、11 年 3 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月、同年 10 月から同年 12 月までの期間、12 年 2 月から 13 年 8 月までの期間、同年 11 月から 18 年 8 月までの期間の給与、17 年 7 月 24 日及び 18 年 7 月 22 日の賞与については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額及び標準賞与額が、申立人の報酬月額及び賞与額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額と同額若しくは超える額と認められること、ii) 16 年 7 月 24 日及び同年 12 月 17 日の賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、これらの期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 3 月までの標準報酬月額については、事業主の届出により 21 年 5 月に 20 万円から 32 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該標準報酬月額に基づく年金給付は行われないとされているところ、社会保険事務所で記録された訂正前の標準報酬月額が、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を超える額と認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間のうち、平成 3 年 6 月から 7 年 8 月までの期間、8 年 7 月、9 年 2 月、同年 3 月、同年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 12 月、10 年 9 月、11 年 1 月、同年 2 月、同年 6 月、同年 8 月、同年 9 月、12 年 1 月、13 年 9 月及び同年 10 月については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、事業主は、「申立期間に係る賃金台帳は保管していない。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年5月22日から同年10月20日まで
② 平成4年10月31日から同年12月1日まで

申立期間①については、B社に採用され、C県D市にあったE社（現在は、F社）に派遣されて、工員として勤務した。

申立期間②については、A社に勤務しており、同社は、平成4年10月31日をもって法令違反のため営業停止となり、同年12月1日にG社に業務委譲されたが、当該期間も途切れることなく継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

両申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを証明できる給与明細書等の資料は所持していないが、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年10月31日時点で同事業所に在籍していた社員28人のうち、申立人を含む23人が、同年12月1日付けで承継事業所であるG社に新規採用されていること、及び承継事業所に新規採用されるまでは当該事業所に勤務していたとの同僚の供述により、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も承継事業所に新規採用されるまで当該事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いが、申立人と同一職種であった同僚から提出された平成4年10月分及び同年11月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるほか、他の同僚においても当該期間当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたと供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年9月の社会保険庁のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは平成4年10月31日であるが、同事業所に係る社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）により確認できる同日現在の被保険者資格喪失者数、及び承継事業所に転籍した複数の同僚の供述によれば、同事業所は、申立期間②においても5人以上の従業員を雇用していたものと認められることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、F社に保管されている社員人事異動管理表により、申立人が当該期間においてE社に雇用され、派遣先事業所であるE社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該人事異動管理表によると、申立期間①を含む平成2年10月から5年5月までの期間にB社からE社に派遣されている職員は約50人であることは確認できるが、当該期間当時、厚生年金保険に加入している者は5人のみである上、B社では、「当該期間当時は従業員の出入りが激しく、入社しても1日で辞めてしまう従業員も多かったため、厚生年金保険への加入を直ちに行うことはなかったと思う。」と供述しているところ、B社において厚生年金保険への加入記録のある被保険者のうち、連絡

が取れた同僚二人も、「事業所からの厚生年金保険加入への働きかけは無く、自ら加入の意思を事業所に申し出て、厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、当該事業所では、申立期間当時、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（13万4,000円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年11月30日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が13万4,000円から9万2,000円にさかのぼって引き下げられていた。当該記録の訂正について事業主からの説明は無く、社会保険事務所から指摘されるまで知らなかった。社会保険関係の事務手続等には関与した記憶も無く、自分としては全く事情を知る立場ではなかったため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初は13万4,000円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年11月30日から約10か月後の7年9月13日付けで、5年10月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た13万4,000円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人A会における資格喪失日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

私は、財団法人A会に正社員として平成17年4月1日から18年3月31日まで勤務したが、同年3月分の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

このことについて、当該事業所は社会保険の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、同事業所が保管する給料台帳により、申立期間においても厚生年金保険料が引き続き給与から控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

財団法人A会が保管する出勤簿及び給料台帳並びに事業主の供述により、申立人が当該事業所に平成18年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る給料台帳の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を離職日の翌日で処理すべきであるところ、事業所において誤って離職日である平成18年3月31日として届け出たと認めていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、27 年 2 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から 27 年 2 月 1 日まで
② 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 9 月 22 日まで
③ 昭和 37 年 2 月 13 日から同年 9 月 17 日まで

私は、終戦後復員し、昭和 25 年 4 月 1 日からA社C出張所に勤務していたが、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社は製造業で、私は現場監督をしており、同時に同社B出張所の作業状況や出納簿の管理もしていた。当時は、女性職員もおり、所長の名前、一緒に勤務していた職員の名前もおぼえており、一緒に撮った写真もある。

また、昭和 29 年 4 月にD鉱業所（昭和 32 年 6 月 19 日にE社に改称）F炭鉱に就職した際に厚生年金保険被保険者番号を聞かれたので、社会保険事務所に行ってA社B出張所及び同社C出張所の被保険者名簿を見せてもらったところ、不完全なものであったため抗議したが、認めてもらえなかった。

E社には、昭和 29 年 4 月から 37 年 12 月まで勤務していたが、申立期間②及び③については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社C出張所及び同社B出張所における勤務状況並びに両事業所における厚生年金保険加入の経過に関する供述は具体的であり、申立人が名前を挙げた同僚の供述とも一致していることから判断すると、申立人は、当該期間において、同社C出張所に継続して勤務していたことが認められる。また、現場監督をしていた申立人の厚生年金保険加入に関する供述並びに同僚の供述、同時期に同社B出張所からC出張所へ異動した同僚及び同社C出張所所長の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は当該期間を通じて、同社B出張所及び同社C出張所に継続して勤務していたことが認められ、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

ところで、社会保険事務所の記録により、A社C出張所が厚生年金保険適用事業所となったのは、昭和27年2月1日であることが確認できるが、同社B出張所に勤務していた同僚は、申立人と同時期に同社B出張所から同社C出張所へ異動しているにもかかわらず、社会保険庁のオンラインの記録において、厚生年金保険被保険者資格は継続していることが確認できる。このことから判断すると、同社B出張所から同社C出張所へ異動した者の異動後の被保険者資格について、事業主は、申立期間当時、既に厚生年金保険適用事業所であった同社B出張所において継続させていたことがうかがわれる。

また、申立人に係る社会保険事務所の記録としては、A社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年2月1日から28年2月1日までは同社C出張所、同年2月1日から29年2月1日までは同社B出張所において厚生年金保険被保険者となっており、このことは厚生年金保険被保険者番号払出簿（以下「払出簿」という。）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び同オンライン記録において確認できるものの、それ以前の期間については被保険者記録が存在しない。一方、当該社会保険事務所が火災により被災し、現存する同社B出張所及び同社C出張所の被保険者名簿、並びに払出簿は、焼失したものを復元したものであるとされている。

しかしながら、当該各事業所の被保険者名簿及び払出簿には、記録の欠落が多く見られる上、当該被保険者名簿において記録が無いにもかかわらず、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び払出簿の事業所名称欄に、A社B出張所又は同社C出張所と記載されている被保険者の記録が多数確認できること、及び払出簿に氏名及び生年月日の記載はあるものの、厚生年金保険の加入記録が無く、「事故分」として取り扱われている被保険者が多数存在することなどから、当該復元された被保険者名簿及び払出簿については、完全なものではなかったと考えられる。

以上の事実を前提にすると、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が確認できること、当該申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、その推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は申立人が昭和 25 年 4 月 1 日に A 社 B 出張所における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、同社 B 出張所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社 C 出張所が厚生年金保険適用事業所となった 27 年 2 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、当該被保険者名簿及び被保険者名簿以外の被保険者に関する記録等が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事実を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に行われているとは言えない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人は、昭和 31 年 9 月 22 日に D 鉱業所 F 炭鉱において厚生年金保険被保険者資格を取得し、36 年 4 月 1 日に E 社 F 炭鉱が適用事業所でなくなったため、別の適用事業所である同社 G 炭鉱において同資格を再取得、37 年 2 月 13 日に同資格を喪失していること、及び同年 9 月 17 日に同社本社において同資格を再取得し、同年 12 月 26 日に同資格を喪失している記録が確認できるものの、社会保険事務所が保管する D 鉱業所 F 炭鉱（申立期間②）及び E 社 G 炭鉱（申立期間③）の被保険者名簿において、当該期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人が一緒に勤務

していたとして名前を挙げた同僚で記録が確認できる被保険者 20 人のうち 17 人が 30 年 12 月から 33 年 5 月までの間に被保険者資格を取得しており、そのうち連絡が取れた 3 人のうち、一人は「自分より先に入社していたはずがない。」、他の一人は「自分はF炭鉱では昭和 32 年から働いているが、D鉱業所には他にH炭鉱があり、そこが閉山になったのでF炭鉱に移ってきた。申立人とはF炭鉱のみで一緒だった。」、残り一人は「申立人を憶えていない。」と供述している。

また、E社G炭鉱の被保険者名簿の申立人記載欄には、健康保険証を返納した記録と思われる「証回収済」の押印及び昭和 37 年 2 月 13 日付けの資格喪失届を提出した日と思われる「2. 17」の記載、並びに資格喪失後の健康保険継続療養の申請をしたと思われる記載が確認できる。

さらに、E社は既に解散しており、当時の事業主の供述が得られないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 出張所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、27 年 2 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 1 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで
② 昭和 25 年 4 月 1 日から 27 年 2 月 1 日まで

私は、終戦後、故郷に帰り、A 社に入社したが、両申立期間（申立期間①は同社 B 出張所、②は同社 C 出張所）に勤務していた期間における厚生年金保険が未加入となっている。

入社当時の同社 B 出張所の所長は D さんで、E さんと言う同僚がいた。

その後、同社 C 出張所が新設されたので、昭和 25 年 4 月から E さんと一緒に同社 B 出張所から同社 C 出張所に配置転換になった。

現在の夫が当時の現場監督で、結婚後に子供が出来たので退職した。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 出張所（申立期間①）への入社から同社 C 出張所（申立期間②）を退社するまでの勤務状況及び厚生年金保険加入についての事実経過に関する供述は具体性があり、申立人が名前を挙げた同僚の供述とも一致していることから判断すると、申立人は、両申立期間を通じて同社 B 出張所及び同社 C 出張所に継続して勤務していたことを認めることができ、同社 B 出張所及び同社 C 出張所における当時の現場監督の厚生年金保険加入に関する供述及び同僚の供述、並びに同時期に同社 B 出張所から同社 C 出張所へ異動した同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は両申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

ところで、社会保険事務所の記録により、A社C出張所が厚生年金保険適用事業所となったのは、昭和27年2月1日であることが確認できるが、同社B出張所に勤務していた同僚は、申立人と同時期に同社B出張所から同社C出張所へ異動しているにもかかわらず、社会保険庁のオンラインの記録において、厚生年金保険被保険者資格は継続していることが確認できる。このことから判断すると、同社B出張所から同社C出張所へ異動した者の異動後の被保険者資格について、事業主は、申立期間当時、既に厚生年金保険適用事業所であった同社B出張所において継続させていたことがうかがわれる。

また、申立人に係る社会保険事務所の記録としては、A社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年2月1日から同年9月1日に被保険者資格を喪失するまでは、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者番号払出簿（以下「払出簿」という。）及び社会保険庁のオンライン記録において確認できるものの、それ以前の期間については加入の記録が存在しない。一方、当該社会保険事務所が火災により被災し、現存する同社B出張所及び同社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）、並びに払出簿は、焼失したものを復元したものであるとされている。

しかしながら、当該各事業所の被保険者名簿及び払出簿には、記録の欠落が多く見られる上、当該被保険者名簿において被保険者記録が無いにもかかわらず、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び払出簿の事業所名称欄に、A社B出張所又は同社C出張所と記載されている被保険者の記録が多数確認できること、及び払出簿に氏名及び生年月日の記載はあるものの、厚生年金保険の加入記録が無く、「事故分」として取り扱われている被保険者が多数存在することなどから、当該復元された被保険者名簿及び払出簿については、完全なものではなかったと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が確認できること、当該申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、その推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は申立人が昭和24年1月1日にA社B出張所における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務

所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、同社B出張所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった27年2月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、当該被保険者名簿及び被保険者名簿以外の被保険者に関する記録等が焼失したことから現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事実を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に行われているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和32年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年6月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A協会に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

A協会には、昭和21年11月1日に入社し、定年まで継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協会が提出した申立人の在籍証明書及び人事記録、雇用保険の加入記録並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和21年12月にA協会に入社後、58年*月に定年退職するまでの間、申立期間を通じて同協会に継続して勤務し（昭和32年6月11日にA協会B事業所から同協会C事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会B事業所における昭和32年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、A協会C事業所が適用事業所となっ

た昭和 32 年 6 月 11 日において被保険者資格を取得したすべての者の同協会 B 事業所の資格喪失日が同年 4 月 1 日であると被保険者名簿に記載されており、社会保険事務所が被保険者資格の喪失日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月及び同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年11月から6年9月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年10月21日まで

平成6年10月20日にA社を退職したが、1年以上も経過した7年12月に標準報酬月額がさかのぼって訂正されていることを社会保険事務所の訪問調査で知った。歩合給であったが、退職するまで40万円ぐらいもらっていたはずなので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年11月から6年9月までは41万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった7年7月1日の5か月後の同年12月4日付けで、5年11月1日にさかのぼって15万円に引き下げられていることが確認できる上、同僚29人についても、7年12月4日付けで標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年11月から6年9月までは41万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年11月から6年9月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年10月21日まで

平成6年10月20日にA社を退職したが、1年以上も経過した7年12月に標準報酬月額がさかのぼって訂正されていることを社会保険事務所の訪問調査で知った。25万円から26万円の給与をもらっていたはずなので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年11月から6年9月までは26万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった7年7月1日の5か月後の同年12月4日付けで、5年11月1日にさかのぼって15万円に引き下げられていることが確認できる上、同僚29人についても、7年12月4日付けで標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年11月から6年9月までは26万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和45年10月14日に、厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月14日から同年11月14日まで

A社B営業所から関連会社であるC社D営業所に転勤した際の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和45年10月14日でなければならぬにもかかわらず同年11月14日になっており、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白期間ができています。自分が事務担当者として資格取得手続きを行っており、間違えるはずもなく、社会保険事務所が記録間違いをしたものと思われる。

転勤しただけで、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間を含め、A社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社からC社D営業所に昭和44年から46年までの間に異動となっている者は申立人を除き二人確認できるが、二人とも、A社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した同日にC社D営業所で同資格を取得しているところ、45年10月14日にA社で同資格を喪失している申立人のC社D営業所における同資格の取得日が、社会保険庁のオンライン記録（被保険者原票照会回答票）において同年11月14日と記録されている一方、進達日が当該取得日より前の同年11月10日と記録されており、進達日とは本来届出の処理後に記録されるも

のであることを踏まえると、当該記録は矛盾した記録となっており、本件については、申立人の被保険者原票への同資格の取得月が誤って「11 月」と記載された可能性が高いものと思われる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 45 年 10 月 14 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の C 社 D 営業所における昭和 45 年 11 月の社会保険事務所の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和55年9月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月29日から同年10月6日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に昭和55年9月29日から同年11月25日まで勤務し、2か月分の給与から、それぞれ厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、資格取得日が同年10月6日と記録されており、厚生年金保険の加入期間が1か月足りないのので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書により、申立人が昭和55年9月29日からA社において勤務していたことが確認できる。

また、上記給与支払明細書により、2か月分の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる上、当該控除保険料額は、昭和55年9月30日までの保険料率で計算された額と一致し、社会保険庁への保険料納付期限を勘案すると、同年9月及び同年10月の厚生年金保険料と認められる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、

これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、提出された給与支払明細書において確認できる報酬月額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当時の資料が無いため不明であると回答しているが、雇用保険被保険者記録における資格取得日も厚生年金保険被保険者記録と合致する昭和55年10月6日と記録されており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格取得日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和23年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年2月9日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年12月から24年4月までは1,500円、同年5月から25年10月までは2,000円、同年11月から26年7月までは2,500円、同年8月及び同年9月は3,000円、同年10月から27年3月までは3,500円、同年4月から29年9月までは4,000円、同年10月から30年1月までは5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年3月から30年7月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。当時、現在の夫と職場結婚しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和23年12月1日から30年2月9日までの期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳において、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、当該未統合記録は、申立人の名前が漢字表記となっており、生年月日のうち年が相違しているものの、社会保険庁のオンライン記録では、同未統合記録の氏名及び生年月日に該当する被保険者が確認できないこと、申立人が当該事業所を退職後に勤務した事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の名前が漢字表記となっていることが確認できる上、A社にお

ける申立人の同僚は、「申立期間当時、申立人と同名の従業員は申立人以外に勤務しておらず、申立人は現在の夫と職場結婚した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 23 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び 30 年 2 月 9 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 23 年 12 月から 24 年 4 月までは 1,500 円、同年 5 月から 25 年 10 月までは 2,000 円、同年 11 月から 26 年 7 月までは 2,500 円、同年 8 月及び同年 9 月は 3,000 円、同年 10 月から 27 年 3 月までは 3,500 円、同年 4 月から 29 年 9 月までは 4,000 円、同年 10 月から 30 年 1 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

なお、当該被保険者期間については、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、昭和 30 年 2 月 28 日に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 3 月から同年 12 月 1 日までの期間、及び 30 年 2 月 9 日から同年 7 月までの期間については、勤務実態が確認できる供述等が得られず、また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらを総合的に判断すると、当該期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月1日から23年4月29日まで
社会保険事務所の記録では、A社B工場における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
しかし、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日より前の昭和23年4月上旬にはC学校D部（現在は、E大学）入学のためF市に転居しており、脱退手当金の請求手続を行うこともできず、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の事業主は、申立人に係る脱退手当金について代理請求は行っていないと回答している上、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を申立人と同時期に喪失している者のうち、連絡先が把握できた二人の者から当該事業所における当時の脱退手当金の受給状況について聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和23年に進学するため、途中から無断欠勤し、退職の手続等一切しないまま辞めてしまい、進学はしたが、生活が苦しく、結局すぐに再就職したと主張しているところ、E大学が発行した在籍証明書により、申立人は、当該事業所の被保険者資格を喪失する前の同年4月27日に、C学校D部に入学していることが確認できるとともに、連絡がついた当時の同僚も申立人は進学を熱望しており、途中から欠勤したままであったと述べているほか、申立人が脱退手当金の支給決定日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和27年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C営業所からD社E営業所（現在は、B社）に異動した際の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、申立人の同僚の供述及び申立人が提出した申立期間に係る給与明細書により、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和27年7月1日にA社C営業所からD社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年6月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関係書類が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 7 月 31 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 39 年 10 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 40 年 7 月 31 日とし、当該期間の標準報酬月額を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B 健康保険組合の記録から判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 7 月 31 日までの期間において A 社に継続して勤務していたものと認められる。

また、B 健康保険組合の記録により、申立期間を含む昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 7 月 31 日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる申立人の同僚については、当該同僚が提出した給与明細書等により、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、当該同僚は、「申立人は、私と同様に荷物の配送等の業務を担当しており、給料もほぼ同じ額だった。申立人も給与から厚生年金保険料が控除されているはずだ。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 7 月 31

日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB健康保険組合の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間の6か月前までは適用事業所となっているが、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、B健康保険組合の適用事業所となっており、また、同健康保険組合の記録からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間のうち昭和39年10月1日から40年7月31日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和39年8月1日から同年10月1日までの期間について、B健康保険組合の記録では、申立人の当該期間における勤務実態が確認できないほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は昭和 41 年 3 月 29 日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 3 月から同年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から 41 年 2 月までは 3 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 26 日から 41 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日は昭和 40 年 3 月 26 日であるとの回答があった。同時期に退職した妻の資格喪失日は 41 年 3 月 29 日となっており、申立期間において勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、当時の事業主の回答及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は、昭和 41 年 3 月 29 日付けで 40 年 3 月 26 日にさかのぼって記録されており、それに併せて同年 10 月に行われた申立人の標準報酬月額の定時決定についても、さかのぼって取り消されていることが確認できるほか、申立人の妻の資格喪失日については、申立人と同日の同年 3 月 26 日とされたものを、41 年 3 月 29 日付けで二重線で抹消し同日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 40 年 3 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失

日は、当該資格の喪失に係る受付処理日である 41 年 3 月 29 日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和 40 年 3 月から同年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から 41 年 2 月までは 3 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 41 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録から、当該事業所において勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料の控除について同僚等からの明確な供述を得られず、このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 42 年 3 月 24 日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年 11 月 5 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社B支社に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 3 月から同年 8 月までは 2 万 6,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 24 日から同年 11 月 5 日まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、A社B支社において船舶乗組員として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務局が保管するA社B支社の船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、A社が保管する船員保険被保険者早見表により、申立人が申立期間においてA社B支社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 42 年 3 月 24 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年 11 月 5 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿の記録から、昭和 42 年 3 月から同年 8 月までは 2 万 6,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの期間及び10年4月から11年8月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から9年3月まで
② 平成10年4月から11年8月まで

申立期間①の国民年金保険料については、母と一緒にA市役所に出向いて、免除申請を行った。

申立期間②の国民年金保険料については、私が、A市役所において免除申請を行った。

平成15年に、B協同組合に採用された時に、電話でA市役所及び社会保険事務所に国民年金保険料に係る納付記録に空白期間は無いか確認し、納付記録に空白期間は無いとの返事をもらったのに、申立期間の保険料が未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、母親と一緒にA市役所へ出向き、平成7年度及び8年度の国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の母親が免除申請を行ったのは、平成5年度が最後であり、当該期間については、母親は国民年金の任意加入期間又は厚生年金保険の被保険者期間であることを踏まえると、母親と一緒にA市役所に出向き、免除申請を行ったとする申立人の記憶は、同年度に免除申請を行ったことに関するものと考えるのが自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が、平成5年度、6年度、9年度、17年度及び18年度の国民年金保険料を免除申請していることを示す申請年月日及び処理年月日の記録は確認できるが、申立期間①及び②の国民年金保険料を免除申請していることの記録は確認できない上、A市役所が保

管する申立人の国民年金被保険者名簿（電子記録）においても、当該オンライン記録と一致しており、申立期間の国民年金保険料を申請免除されていた記録は見当たらない。

さらに、申立人の母親は既に死亡しており、関係者の供述が得られない上、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除申請承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から56年6月まで

私がA市の公団のアパートに住んでいた時に、同アパートの入居者が交代で電気・水道料とともに、月額国民年金保険料の集金を行っていた。私は、国民年金保険料の領収書を受け取っていた記憶があるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、国民年金第3号被保険者制度が創設されたことに伴い、昭和61年4月1日付けで、新規に国民年金第3号被保険者資格を取得するとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が納付したと主張する国民年金保険料の月額は、申立期間の国民年金保険料の月額と相違する上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が明確でなく、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述も得られないことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 56 年 6 月まで

申立期間当時、私は、県外へ専門的な仕事の見習いに行っていたので、国民年金への加入手続は、A 県 B 市で自営の店舗を営んでいた私の母が B 市役所で行った。母によると、住民登録は県外に残したまま、B 市において保険料を納付できるか同市役所の国民年金係の方に確認したところ、納付可能との回答を得たため、母が B 市から送付されてくる納付書で保険料を納付していた。

私は、県外の C 区役所で国民年金保険料を納付したことはないが、私の母は、私の 20 歳の誕生日から 1 か月も欠けることなく保険料を納付している。

私の国民年金保険料の納付期間に、11 か月の未納があると母が知って驚き、すぐに B 市役所に行って説明を求めたが、その当時のことを知る者がいないので分からないという返事だった。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 7 月 29 日に県外にある社会保険事務所で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間直後の 56 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料が、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の同年 8 月に納付されたことと推認できることから、申立人の母親は、時効が到来していない期間の国民年金保険料についてはさかのぼって納付したものの、申立期間については時効により国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は、B 市から送付される納付書で、母親が国民年金保険料を

納付していたと供述しているが、昭和 59 年 1 月 8 日に県外の C 区役所が作成したはがき「国民年金からのお知らせ 国民年金保険料を前納されている方へ」が、申立人が当時居住していた C 区 D (E 様方) に郵送されていることが確認できることから、申立人の国民年金保険料納付書は、県外の C 区が送付し、国民年金保険料についても同区が収納していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 12 月初旬に、A 町役場から年金加入漏れ者への説明の通知が来たので、妻同伴で同役場に行き、係員と話をした結果、未納になっている数十万円を一括して支払って、後年の年金受給に備えることにした。今後の支払いについては、申請免除手続をして、年金手帳と引き替えに数十万円を支払った。その際、このような機会は今回限りと言われた。

その後、平成元年ごろ、社会保険事務所に年金受給の手続に赴いたところ、「あなたには年金受給権ありません。」と言われたので、上記の事情を説明し、後生大事に持っていた年金手帳を提出して抗議したが、同事務所では国民年金保険料納付の確認が取れないので、A 町役場に行くように言われた。

A 町役場に行ったところ、社会保険事務所に全部書類を送っているから、こちらでは回答できないとの返事で、昭和 54 年ごろ私に説明した係員の調査を依頼したが分からないとのことで、何の解決もできなかった。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 12 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び特例納付以外の方法では納付することはできない。

また、申立人は、昭和 54 年 12 月に、一括して A 町役場で数十万円を支払ったと供述しているところ、同町の国民年金被保険者名簿によると、申立人に対し、国民年金加入手続時の同年 12 月 18 日及び 55 年 2 月 27 日の二度にわ

たり、過年度納付書及び特例納付書が発行されていることが確認できるものの、同名簿及び社会保険庁の特殊台帳には当該国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、54年当時において、申立人が国民年金の受給資格期間を満たすためには過年度納付及び特例納付で合計六十数万円、申立期間全期間を納付したとすれば同様に合計八十数万円の国民年金保険料を納付することが必要であり、申立ての納付金額と乖離^{かいり}している。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月及び同年 5 月

昭和 54 年の結婚を機に勤務していたA社を退職した。結婚の報告、残務整理をするなかで、まず、国民年金の手続を優先して行うため夫婦でB市C区役所の窓口へ出向いて、54 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の国民年金保険料として 1 万円弱を納付した。その当時の家計簿は紛失して無いが、家計簿の中にあった保険料を納付したことを示すメモが残っている。

バタバタしていたのでC区役所から受け取った国民年金保険料の領収書は無くしてしまったが、未納とされている申立期間の保険料を納めたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳及び申立人が所持している年金手帳によると、申立人は昭和 54 年 6 月 2 日に初めて国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できるところ、国民年金の任意加入者は、制度上、加入手続を行った時点から国民年金の被保険者となるため、申立人は申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、昭和 54 年 6 月にB市C区役所で同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の国民年金保険料を支払ったと記載された「支払メモ」を提出しているが、同メモに記載された同年 6 月の国民年金保険料額は、実際に納付済みとされている保険料額と異なる等の不自然な点が散見され、同メモの存在をもって申立期間の国民年金保険料を納付したとまでは言い難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示すその他の関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 44 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 44 年 1 月まで

昭和 36 年 10 月に結婚して数か月が経ったころ、A 市役所 B 出張所（当時）で国民年金に加入した。国民年金保険料については、当時の月額保険料を、毎月、同出張所に持参して納付し、複写になった領収書を受け取っていた。

国民年金の加入については、夫の母が勧めてくれたものであり、保険料の納付については、申立期間当時に勤めていた個人経営の会社社長の奥さんが教えてくれたもので、納付しなかったはずはないので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人が昭和 44 年 2 月 4 日に C 町（現在は、D 市）において国民年金の任意加入手続を行ったことが確認でき、任意加入被保険者であることから、加入時点をさかのぼって被保険者資格を取得することができないため、申立期間の国民年金保険料は納付することができなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時の住所地に近い A 市役所 B 出張所において、国民年金の加入手続をし、毎月、勤務先から給与を受け取った後、同出張所に国民年金保険料の納付に行った。」と主張しているが、A 市役所に照会した結果、当時、同出張所では、国民年金に関する業務を通常は行っておらず、同業務を行う際は、その日程については広報等で案内していたとしているにもかかわらず、申立人には当該日程を確認して同出張所に出向いた記憶が無い。

さらに、A 市では、申立期間のうち昭和 37 年 1 月から 42 年 9 月までの期

間の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であり、当該期間の保険料を納付した場合、国民年金手帳に検認印を押すこととなるが、申立人は国民年金手帳を所持していたこと、及び同手帳への検認の押印の記憶が定かでないなど納付状況の記憶が不明確である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 1 月まで

国民年金保険料は納付するものとされており、自分の老後のためでもあるので、親からも納付するよう勧められていた。

もし、定期的に国民年金保険料を納付していなくても、まとめて納付していると思うが、数十年も前のことであり、納付した記録も持っておらず、具体的な記憶も無い。

今ごろになって、国民年金保険料をきちんと管理するはずの社会保険事務所から、納付していたと思っていた申立期間の国民年金保険料について、未納となっている旨の通知を受け、第三者委員会に申し立てるのであれば、申立書に保険料の納付を始めた経緯や納付の状況が分かるように具体的に記載するように言われたが、具体的な記録も記憶もないのに記載のしようがない。

私が言えるのは、申立期間を含め、国民年金保険料はすべて納付した記憶があるということだけである。申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録及び申立人が所持する年金手帳から、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和 61 年 8 月 1 日であること、及び申立人の国民年金手帳記号番号が、62 年 9 月 17 日に払い出されていることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は 61 年 8 月から国民年金保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての記憶が明確でなく、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年5月までの期間、3年8月、3年12月から4年1月までの期間、4年4月、4年6月から同年7月までの期間、4年9月から同年10月までの期間、4年12月、5年3月から同年4月までの期間、5年6月から同年7月までの期間、5年9月、及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月及び同年5月
② 平成3年8月
③ 平成3年12月及び4年1月
④ 平成4年4月
⑤ 平成4年6月及び同年7月
⑥ 平成4年9月及び同年10月
⑦ 平成4年12月
⑧ 平成5年3月及び同年4月
⑨ 平成5年6月及び同年7月
⑩ 平成5年9月
⑪ 平成6年1月

私は、結婚後しばらくして会社を退職し、国民年金に加入した。

私と夫の国民年金保険料は、私が納付書により納付していたが、口座振替に切り替えるまでの間は、二人分を同時に納付したり、別々に納付したりしていた。

いつのことであったかは記憶していないが、平成元年から7年までのいずれかの時期に社会保険事務所又は市役所の担当職員から、未納の国民年金保険料があること、及び未納期間の保険料額を知らされ、社会保険事務所に3回から5回ぐらい出向き、1回当たり1万円から3万円ぐらいの保険料を納付した。また、自宅に社会保険事務所又は市役所の担当職員が未納の国民年金保険料の集金に来たこともあり、1回につき3万円から6万円

ぐらいの保険料を1年間ぐらい納付し続けたこともある。

未納となっていた国民年金保険料はすべて納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の平成8年3月、同年5月から同年11月まで及び9年1月から同年3月までの国民年金保険料が10回に分けて過年度納付されていることが確認できるものの、同記録及びA市役所の保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿等において、すべての申立期間の国民年金保険料の納付記録は確認できず、B銀行が保管する平成5年1月以降の申立人名義の預金口座の入出金記録において、申立期間⑦から⑩までの期間の国民年金保険料は、いずれも残高不足により引き落としできなかったことが確認できる。

また、申立期間は、いずれも1か月から2か月と短期間ではあるものの、合計11回と多数であり、行政側において、これらすべての事務処理が適切に行われなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の夫は、「申立人が社会保険事務所で納付した保険料は、自分の保険料であった可能性がある。」旨を供述しているとともに、申立人もこのことを否定していないなど、申立期間の国民年金保険料の納付状況についての申立人の記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 12 月に国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者となるまでは、納付書により金融機関において国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付してきたと記憶しており、社会保険庁の記録が申立期間の 21 か月も保険料の未納となっているのは、あり得ないと思う。

申立期間は、保険料を納付していたはずなので、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②については、改製原戸籍附票により、申立人が昭和 60 年 4 月 6 日に A 町から B 市 C 区へ転入したことが確認できるとともに、同区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容により、A 町の転出時期と推認される同年 4 月 2 日に任意加入被保険者資格を喪失した記録となっており、61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者となるまでの間は未加入の期間であり、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録により、その直前の 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は 61 年 3 月 4 日に過年度納付されているにもかかわらず、申立人にはその記憶は無いなど、申立期間の保険料の納付状況についての申立人の記憶は定かでなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年5月までの期間及び3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月から2年5月まで
② 平成3年4月

申立期間①について、私は平成元年8月に転職し、A区へ転居したが、当該期間において、転職先で厚生年金保険への加入ができなかったため、転居手続き時に同区役所で国民健康保険に加入するとともに、国民年金への切替手続きもしたはずであり、私が所持する年金手帳にはこの手続き時に住所変更記載欄に記録すべき住所変更の記載がされておらず、役所の手続に不備があったと思われる。

また、申立期間②について、平成3年4月末に会社を退職し、A区からB県C町に転居し、同町役場において国民年金への切替手続きをしたが、その際、担当窓口の職員から「国民年金への変更は5月からになる。」と言われたのを記憶している。

平成3年5月からは実家で両親と同居しており、厚生年金保険の被保険者資格喪失以後の国民年金保険料納付書はまとめて送られてきたはずであり、申立期間②の1か月のみ納付しないことはあり得ない。

申立期間の保険料が、未納の記録となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成元年8月に転職した際、A区役所において転居手続き時に国民健康保険加入と一緒に国民年金への切替手続きをしたと主張している。

しかしながら、申立人に係る改製原戸籍附票及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年8月16日以前の同月7日にD市からA区へ転居したことが確認でき、この時点では、

申立人は厚生年金保険被保険者であり、国民年金への切替手続を行うことはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳並びにC町役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者情報及び記録情報により、資格取得日は平成3年5月1日と記載されている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者記録については、平成元年4月22日に被保険者資格を喪失し、3年5月1日に同資格を取得したとの記録に、元年8月16日に国民年金被保険者資格を取得し、2年6月1日に同資格を喪失したことを15年6月20日に追加記録されていることが確認できることを踏まえると、当該記録追加までの期間において、両申立期間が含まれる元年8月から3年4月までの期間は未加入となつていたものと推認され、両申立期間の国民年金保険料の納付書は作成されておらず、当該記録追加の時点においては、両申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から7年3月まで

私は人より遅く国民年金に加入したので、60歳に達した平成6年以降も任意で国民年金に加入して、65歳になるまでの5年間の国民年金保険料を納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

なお、申立期間当時は隣組7軒の町内会費、税金、ゴミ収集代及び国民年金保険料をまとめて輪番制の当番が集金しA町（現在は、B市）役場に納めていた。

第3 委員会の判断の理由

B市役所が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は60歳到達により平成6年に国民年金被保険者資格を喪失し、7年4月1日に任意加入により同資格を再取得し、11年に65歳到達のため同資格を喪失した資格得喪の記録が確認でき、申立期間は国民年金へは加入していない期間であったと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間直後の平成7年4月から同年9月までの国民年金保険料は8年2月29日に、及び7年10月から8年3月までの国民年金保険料は同年2月28日にさかのぼって納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述は得られない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月から 61 年 8 月まで
② 昭和 62 年 5 月から平成元年 2 月まで

私は、A社に合わせて4回勤務したことがあるが、このうち2回分の厚生年金保険被保険者記録が無い。

勤務していたことは間違いがなく、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 60 年 2 月からA社に勤務していたと申し立てているものの、「高校卒業後、しばらく就職していなかったが、父の勧めで、大型免許を取得した上で入社した。」と供述するとともに、申立人及び同社で勤務していた申立人の父親が名前を挙げる同社での申立人の先輩は、「申立人は時々会社に来て、アルバイトみたいなことをやっていた。組合にも入っていなかったし、本採用ではなかったのではないか。」と供述していることから、申立人の当該期間における勤務実態はうかがえるものの、当該事業所においてはすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

2 申立期間②については、申立人及びその父親が申立人と同時期にA社に入社したとして名前を挙げる同僚は、「昭和 62 年夏ごろ申立人と一緒に入社した。」と供述しており、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が加入するB厚生年金基金（昭和 62 年 4 月設立）では、当該期間における申立人の加入記録は確認できない上、上記同

僚の加入記録も確認できない。

- 3 社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）では、両申立期間において、申立人の申立事業所における被保険者記録は確認できない。一方、同記録において健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録も確認できない。

また、当該事業所の事業主は、「当社が保管する労働者名簿では、両申立期間に係る申立人の雇用記録が無く、厚生年金保険料の控除について、根拠となる資料が無いので、不明である。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶も明確ではない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月10日から21年7月30日まで

申立期間は、当時勤務していたA社（当時、B社）C工場から外国のD工場に派遣されていた。給与は、同社C工場に勤務していた時と同じ金額を郵便為替で妻が受け取っており、厚生年金保険には加入していたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した「在籍証明書」及び申立人が所持する国の所管局長あての普通恩給請求書に係る証拠書類である「履歴書」（昭和50年4月27日付けのE県担当課長の証明印あり）から、申立人は、B社に在籍したまま、同社D工場に派遣され勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）によれば、申立人から提出された上記の請求書に係る添付書類中の「履歴申立書」に記載されている昭和20年2月から同年7月までの外国の現地で同一行動者として名前が記載されている同僚の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、21年8月10日となっている。

また、A社が保管する「D工場 昭和20年上半期賞与査定表」及び昭和21年7月8日に開催された「復員報告」の参加者名簿並びに「退職者名簿」においてB社D工場に勤務していたことが確認できる同僚8人についても、社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）により、申立期間に係る申立事業所における被保険者記録を確認することはできないとともに、A社では、「D工場への派遣者に対し、弊社から給与を支給している旨の記録は残っておりますが、社会保険料に関する記録が無いため、社会保険の取扱いは不明です。」と回答している。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）と社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）は一致している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から41年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を得た。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びA社B事業所における複数の同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、当該事業所は、昭和49年9月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、A社地域本社に照会したところ、「申立期間当時は、事業所がセールス(外交員)と雇用契約を結び、給与(所得税、社会保険料控除)を支払うことはなかったと思われる。」旨の回答をしている上、当時の複数の同僚も「申立人は、セールスをしており、当該事業所と直接の雇用関係は無かった。」旨供述している。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人のA社B事業所に係る記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和35年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1547

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から同年11月1日まで

平成9年6月にA社を辞め、同年7月下旬にB社に入社した。社長とは入社当時から社員以上の仲で、かつ、家賃を最初は半額負担、その後は全額負担してもらうなど、好待遇であった。

平成9年8月から、所得税とともに厚生年金保険料も給料から天引きされていることに間違いなく、当時、経理担当者にも確認していたが、現在は、給料明細書は持っていない。

平成9年11月から厚生年金保険に加入しているとの社会保険事務所からの回答であるが、同年7月は日払いで給料をもらい、同年8月からは給料から厚生年金保険料が天引きされていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立期間における雇用保険被保険者記録、事業主及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、申立期間において、B社は厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、同社が適用事業所に該当することとなった平成9年11月1日と同日に、申立人、事業主及び申立人が名前を挙げた同僚など10人が、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、被保険者資格取得日がさかのぼって訂正されているなどの社会保険事務所における不自然な処理は確認できない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同僚及び事業主からは、申立期間においても厚生年金保険料が控除されていた

のではないかと供述は得られているものの、事業主は当時の資料を保管しておらず、同僚が事務担当者として名前を挙げた者に文書で照会したがあて先不明で返送され、当時の事情を聴取することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 16 日から 49 年 4 月 18 日まで
② 昭和 50 年 10 月 13 日から 53 年 2 月 16 日まで
③ 昭和 53 年 10 月 18 日から 54 年 2 月 11 日まで
④ 昭和 54 年 5 月 16 日から 55 年 7 月 1 日まで

海外のA市に居住していた際に脱退手当金を小切手により受給したが、私は何の手続もしていない。請求書への記載・押印もしていないし、社会保険事務所からも何の書類も届いていない。社会保険事務所が勝手に手続しているのので、脱退手当金支給済みの記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「海外に在住しているころ、社会保険事務所の職員との話の中で、年金を脱退する意思表示を示し、その後、社会保険事務所から小切手で送られてきた脱退手当金を受領した。」と供述しており、自ら脱退手当金を受給したことを認めている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給対象月数及び支給額に誤りは無いと認められ、申立期間に係る脱退手当金の受給資格を取得する 60 歳到達時から約 3 か月後に支給決定されており、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、社会保険事務所からの確認結果によれば、申立人は脱退手当金受給時に年金受給資格を満たしていないことから、脱退手当金の受給資格を取得した 60 歳到達後に脱退手当金を受給することは不自然ではない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金

に任意加入しなかった期間でなおかつ 20 歳以上 60 歳未満であった期間は国民年金の合算対象期間になるという制度から、自身の日本国における年金受給権があることを認めてほしい旨主張しているが、当該主張は、年金記録訂正の対象となるものではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 7 日から同年 6 月 30 日まで
昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで、A社B工場に勤務し、食品を製造する職場で、製品を箱詰めする作業を行っていた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚は、申立人と同じ時期にA社B工場に入社し、申立人が勤務していたことを記憶していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社同工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、申立人は、A社B工場の次に就職した事業所に係るものと認められる雇用保険被保険者資格を昭和 36 年 5 月 1 日に取得したとする記録が確認できることから、申立人が同社同工場に最も長く勤務していたとしても同年 4 月 30 日までであったと認められるところ、上記同僚は、当該時点では被保険者資格を取得しておらず、当該同僚を含む、申立人と同様に同年 4 月に入社したと記憶している同僚二人の同社同工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 6 月 1 日であることから、事業主がすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1550 (事案 859 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月15日から30年7月1日まで
② 昭和32年6月22日から36年3月14日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店(現在は、A社C支店)及びD社(現在は、E社)に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。両申立期間はともに、入社した当初から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、A社C支店が提出した厚生年金保険被保険者原簿による申立人の資格取得日に係る記録(昭和30年7月1日)と、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿との記録が一致していること、同事業所では、申立期間当時は多くの職員が臨時雇用を経た後に厚生年金保険が適用されていたと回答していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月27日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立人が当該事業所に申立人より前に入社したとしている同僚二人は、それぞれ、「申立人の記憶は無いが、私は昭和28年に長期臨時職員として入社し、厚生年金保険被保険者資格は30年7月に取得したことになるが、私自身の年金記録に間違いは無い。」、「申立人の記憶はあるが、私は昭和28年10月に長期臨時職員として入社し、厚生年金保険被保険者資格は30年7月に取得したことになる。」と供述

している。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、公共職業安定所の記録によれば、申立人のD社における雇用保険被保険者資格取得日は、昭和 36 年 3 月 14 日とされ、これは健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致していること、当該事業所に勤務していた申立人の同僚は、申立期間当時、入社当初から厚生年金保険に加入していない者がかなりいたと記憶していると供述していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 27 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立人が当該事業所に申立人より 2 か月後に入社したとしている同僚の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の資格取得日より約 7 か月後の昭和 36 年 10 月となっており、また、申立人より 2 年後に入社したとしている同僚の被保険者記録は確認できない。

- 3 その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。